

# ステップアップ 畜産！

西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）  
〒370-0074 高崎市下小島町 233  
TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260

## ～記事～

- ★高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の海外における発生状況
- ★渡り鳥飛来シーズンを迎えるにあたっての HPAI 防疫対策
- ★暑熱対策に取り組みましょう！
- ★飼養衛生管理に係わる立入検査等の協力のお願い
- ★農地を埋却地とする場合の農地転用許可制度について
- ★豪雨災害に対する備えをしましょう

## ～添付資料～

- ★埋却地を確保するために農地を用いることは可能です
- ★農作業中の事故を防ぎましょう！！－畜産における「墜落・転落」編－

## ★高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の海外における発生状況

昨年秋から日本に飛来していた渡り鳥は、5月中旬頃までにヨーロッパ、ロシア、及び中国東北部などの営巣地へ帰りましたが、営巣地であるこれら地域においては、6月以降、HPAIの発生が多く報告されています。また、昨シーズン大流行したアメリカ及びカナダでは、現在も発生が継続しています。

今年秋も昨年同様に、営巣地からやってくる渡り鳥により多くの鳥インフルエンザウイルスが持ち込まれる可能性があります。シーズン近くになりましたら、農場における防疫対策再徹底とともに鳥インフルエンザに関する情報収集をお願いします。



写真：日本野鳥の会 HP

## ★渡り鳥飛来シーズンを迎えるにあたっての HPAI 防疫対策

昨シーズンの HPAI 発生は、11月8日の渡り鳥飛来場所の水（鹿児島県）におけるウイルス検出に続き、11月10日に家きんの初発生（秋田県）を確認、その後、12道県25事例の家きんでの発生がありました。日本へ持ち込まれるウイルス量が多い場合、環境材料から鳥インフルエンザウイルスを検出するより早く家きん農場へウイルスが侵入する可能性もあります。

つきましては、シーズンを迎える前に以下の点について自身の農場を点検・確認し、発生予防対策の徹底をお願いします。

## 1 衛生管理区域及び鶏舎への高病原性鳥インフルエンザウイルス侵入の防止

### ○人・物・車両によるウイルスの持込みの防止

- ・衛生管理区域及び鶏舎への人の立ち入りは最小限
- ・衛生管理区域に入る車両、人、物の消毒徹底
- ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の着用、鶏舎ごとの専用の靴への履き替えの徹底



### ○野鳥・野生動物による侵入の防止

- ・防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
- ・鶏舎内外の整理・整頓・清掃で野生動物の隠れ場所をなくす



### ○飲用水・飼料へのウイルス付着による侵入の防止

- ・新鮮な水道水の使用（貯留したままにすると塩素濃度が低下します）
- ・水道水以外を使用する際には、遊離塩素濃度が 0.1ppm 以上含まれるように調整し、定期的に濃度を確認
- ・飼料タンク付近は清潔を保つ

## 2 健康な鶏の飼育

### ○鶏の健康管理及び取扱い

- ・健康な鶏の導入、死亡鶏の適切な処理及び消毒の実施
- ・適正な飼養密度と換気及び適正な飼料と飲水の給与

### ○鶏糞の処理

- ・鶏糞の適切な水管理と十分な発酵
- ・やむを得ず農場外に持ち出す場合は、漏出しない運搬方法で実施
  - ※他の農場への病原体拡散防止
- ・堆肥舎への防鳥ネット設置

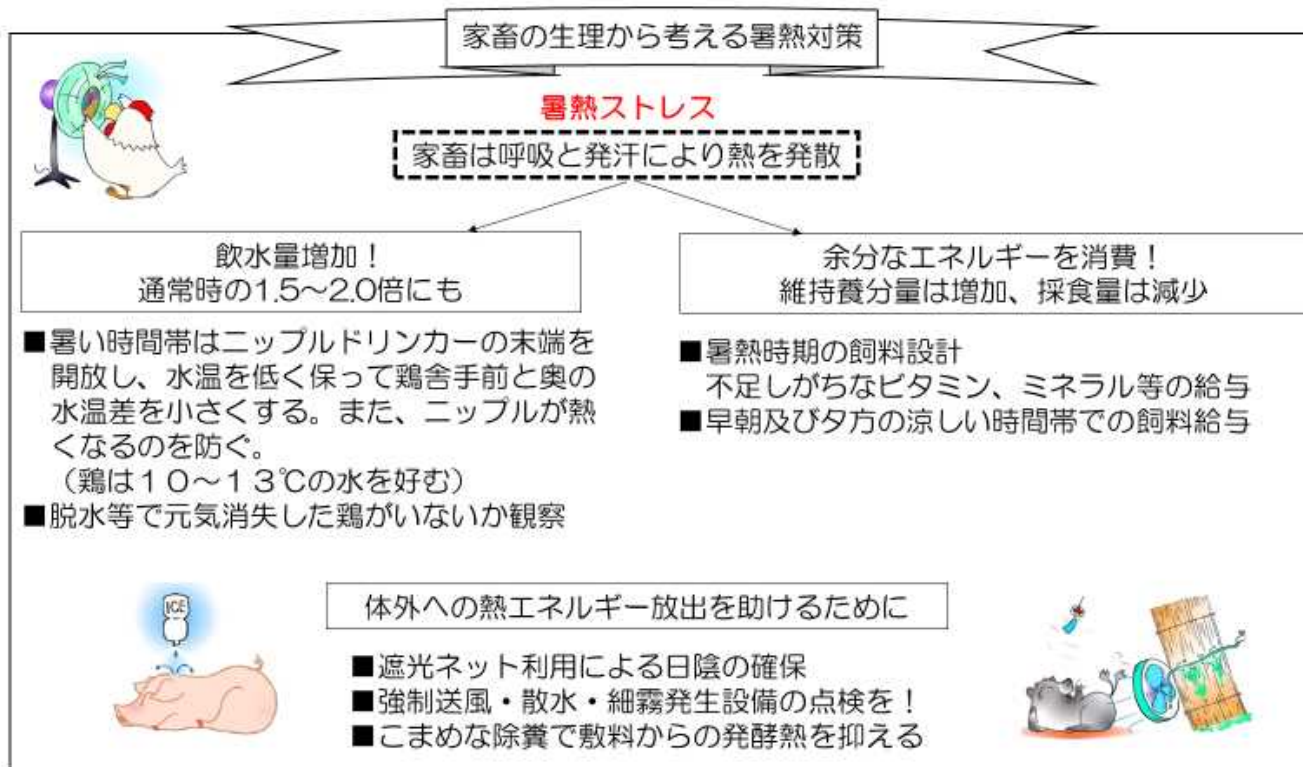


## 3 異常鶏を発見した場合の連絡体制の確認

- 所有者、飼養衛生管理者、従業員及び管理獣医師において、異常鶏発見時の連絡網を確認し、遅滞なく家畜保健衛生所へ連絡する体制の確立

# ★暑熱対策に取り組みましょう！

—生産性の維持と鶏の健康を守りましょう—



—飼養衛生管理を行う生産者の皆様においても、熱中症に十分ご注意ください—

## 主な熱中症の症状

- ・めまいや顔のほてり
- ・筋肉痛や筋肉のけいれん
- ・体のだるさや吐き気
- ・ふいてもふいても汗がでる、もしくはまったく汗をかいていない
- ・体温が高くて皮ふを触るととても熱い、皮ふが赤く乾いている
- ・ひきつけを起こす、まっすぐ歩けない
- ・声をかけても反応しなかったり、おかしい返答をしたりする
- ・自分で上手に水分補給ができない

- ★熱中症を疑ったときは、すぐに涼しい場所に移動し、身体を冷やして体温を下げましょう。
- ★症状が重いときは、医療機関への相談や救急車を呼びましょう





## ★飼養衛生管理に係わる立入検査等の協力のお願い

飼養衛生管理基準の遵守状況の確認をするため、8月から立入検査をさせていただきます。また、10月からは、HPAI モニタリング検査へのご協力もお願いすることがあります。

日程につきましては、家畜保健衛生所から連絡をいたしますので、ご理解とご協力をお願いします。



## ★農地を埋却地とする場合の農地転用許可制度について

6月28日付け通知により、「農地法」及び「農業振興地域の整備に関する法律」における埋却地取得に係わる取扱いが変更され、**埋却予定地が農業用施設に該当することとなり、農地転用許可が得られる**ようになりました。それに伴い、土地を埋却地として使用する際、新たな、農地転用許可や開発許可も不要になりました。

農地取得に関する詳細については、市町村や農業委員会にお問い合わせください。

## ★豪雨災害に対する備えをしましょう

近年、激甚化・頻発化する豪雨による甚大な被害が発生しており、農林水産関係の被害額も年々増加傾向にあります。日頃から、豪雨災害に対して、以下の備えを行いましょう。

また、豪雨等による堆肥及び汚水の流出には、特にご注意ください。

- 最新の気象情報、警報、注意報を常にチェック
- 飼料・燃料・飲水等について、少なくとも1週間以上飼養できる在庫量を確保
- 停電時、飼養管理（保温等）や搾乳及び生乳冷却を継続してできるよう、非常用電源を準備
- 施設の損傷・倒壊・浸水の防止のため、事前に点検及び補修、排水対策を実施
- 飼料作物の収穫作業等は、天候の状況により臨機応変に対応できるための準備をするとともに、冠水に備え、ほ場の排水対策を実施
- 家畜の避難場所や避難方法などを、車両や資材の消毒等も含め、予め検討
- 人命を最優先に行動し、畜舎等の見回りは、暴風雨等が収まるまで行わない



西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233  
TEL 027-362-2261 緊急時には24時間対応します  
FAX 027-362-2260

★ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。